

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	宮崎県	漁港名	青島漁港	漁港種別	第二種
都道府県名	宮崎県	市町村名	宮崎市		
漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針					

青島漁港は、県内有数の観光地である青島神社からほど近い位置にありながらも、漁港という特別な魅力を有しているが、訪問者が滞在できる空間が少なく、漁港地区への来訪者数は伸び悩んでいる。

また、青島漁港が存する宮崎市における魚介類の消費量は、全国主要都市の中で下位に位置しており、加えて減少傾向となっていることから、水産物の消費拡大を図ることが急務となっている。

そこで、青島漁港の漁業上の利用への影響が生じない範囲において、当該漁港に来訪した観光客に対し、当該漁港で水揚げされた水産物をバーベキュー等の飲食物等として臨場感のある形で提供する取組を推進することで、当該漁港で水揚げされた水産物の消費拡大やイメージアップ、にぎわいの創出を図り、当該漁港で営まれる水産業の維持発展に資することを目的とする。

また、バーベキュー等を楽しむ観光客等が、早朝の水揚げ風景を見学したり、当漁港の自然を体験することで、水産業への理解とイメージアップを図ることができるよう、当漁港の自然空間を活かした宿泊施設や休憩施設、駐車場を整備・運営することも可能とする。

なお、当該漁港内には既設の漁協直営レストラン及び直売所も存することから、副次的な効果として、当該施設との連携による効果も期待される。

このために活用を図る漁港施設用地（項目3の平面図中の着色部分）は、認定計画実施者に当該目的に沿った用途で貸し付けることで、当該施設の消費拡大等の場としての機能を増進するとともに、事業の終了後においては本来の用途に円滑に供するために原状回復できるよう、適切にその機能を保全するものとする。

2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実施期間	令和8年4月～令和38年3月
求められる事業内容	<p>次の①及び②に掲げる事業を一体的に実施するものであって、既設の漁協直営レストラン又は直売所との連携が図られているもの。</p> <p>① 水産物の消費の増進に関する事業</p> <p>青島漁港で水揚げされる水産物（イセエビ、イカ、エビ、サワラ、タチウオ、シイラ等）について、当該漁港で水揚する漁業者全般の水産物を取り扱い、バーベキュー等の飲食物の提供販売を行うための施設の設置・運営を行う事業。</p> <p>なお、当該施設の運営にあたっては、その利用が促進されるよう、当該漁港で水揚する水産物に関する食材や調味料並びに県内産の農畜水産物等の提供販売を取扱うことを妨げない。</p> <p>② 附帯事業</p> <p>上記の事業に附帯して、バーベキュー等を楽しむ観光客等が、早朝の水揚げ風景を見学したり、当漁港の自然を体験することができるよう、当漁港の自然空間を活かした宿泊施設や休憩施設、駐車場を運営する事業。</p>

3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

平面図

以下の水色及び黄色にて着色した漁港施設用地（加工場用地（漁港施設等活用事業）、水産倉庫用地（漁港施設等活用事業））とする。

加工場用地
(漁港施設等
活用事業)
2,587.53m²

水産倉庫用地
(漁港施設等
活用事業)
827.28m²

4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定された漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方

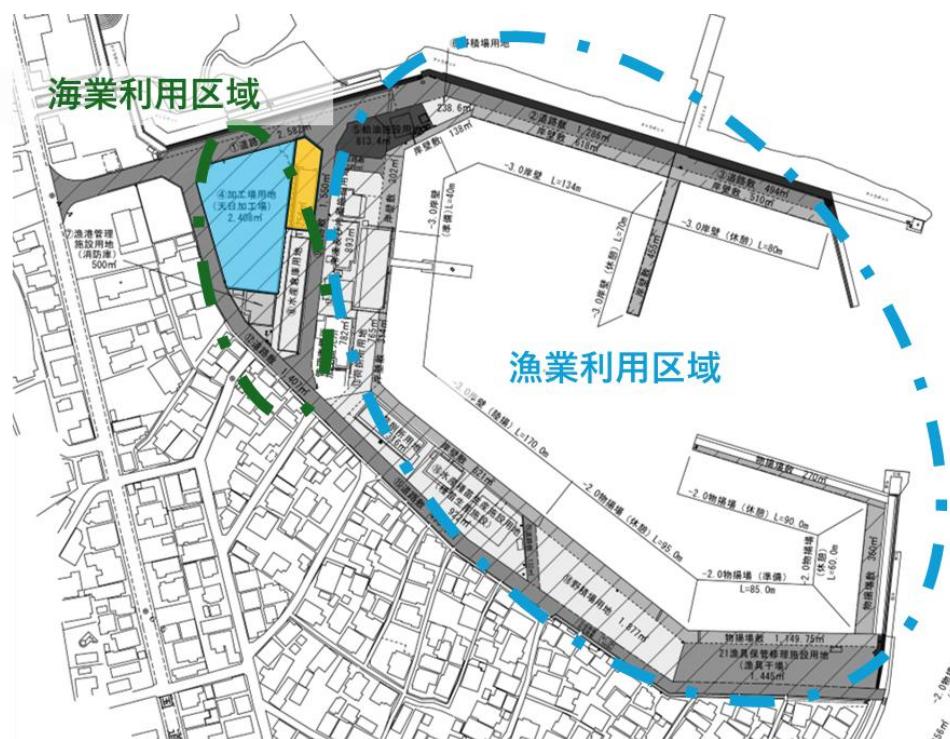
漁港施設等活用事業制度の用に供する漁港施設用地（加工場用地及び水産倉庫用地の一部）は、近年、青島漁港における水揚量の減少等に伴い低利用となっている。

そこで、当該漁港施設用地について海業用地として利用計画を変更し、多くの漁港来訪者を受け入れ、水産物の消費の増進に関する事業を発展させていくこととする。

なお、当該用地の近隣には荷さばき所や既設の水産倉庫用地があるが、既存の荷さばき所や漁港施設用地を利用する漁業関係者の動線に支障が生じないよう、漁業上の利用を第一とする漁業利用区域と、水産物の消費拡大のための事業を実施する海業利用区域とは適切にゾーニングを行うこととする。

なお、活用予定の水産倉庫用地については現在も若干の利用があるため、漁業生産活動に支障が生じないよう、残置する漁業用倉庫に集約させる等の対策を行う。加工場用地については近年の利用実態が無いため漁業生産活動に支障はない。

【漁港利用のイメージ】



② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項

漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地について、認定計画実施者は、事業の実施に必要となる施設の設置の際、来訪者を受け入れる駐車場スペースを十分確保するなどして、過度に一般来訪者が漁業利用エリアに駐車するなどして漁業利用区域の機能を損なわないよう、配慮することとする。

③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項

一

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項

観光客等の地理に不案内な利用者が多数利用するため、認定計画実施者は、地域の自主防災組織等とあらかじめ観光客等に対する地震や津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立しなければならない。

また、観光客等来訪者の岸壁等からの落水事故に対して十分な配慮を行うこと。

② 環境との調和に関する事項

認定計画実施者は、設置する施設等について、宮崎市景観計画（令和7年4月改定）を遵守し、周囲の景観に配慮すること。

③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項

認定計画実施者は、工作物を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合、事前に漁港管理者と協議しなければならない。

また、排水については水道管と接続し、適正な処理に努めなければならない。

④ その他

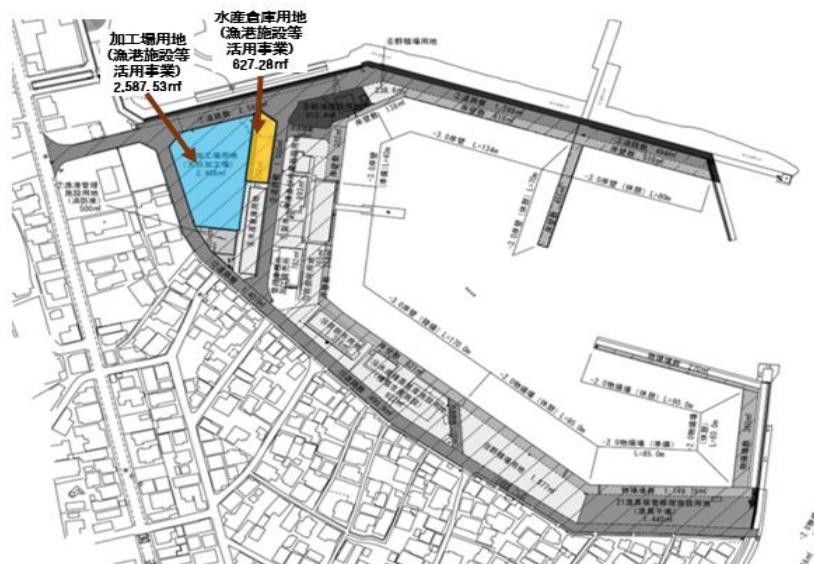
認定計画実施者は、夜間の営業について周辺住民等に対して十分な配慮を行うこと。

公益上の理由により、活用推進計画を変更する必要性が生じた場合、認定計画実施者は、漁港管理者の求めに応じて、認定計画の変更について、真摯に協議に応じなければならない。

6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

平面図

以下の水色及び黄色にて着色した漁港施設用地（加工場用地（漁港施設等活用事業）、水産倉庫用地（漁港施設等活用事業））とする。



(貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数量	貸付期間
施設①	漁港施設用地 (加工場用地(漁港施設等活用事業))	宮崎県	2587.53 m ²	令和8年4月～ 令和38年3月
施設②	漁港施設用地 (水産倉庫用地(漁港施設等活用事業))	宮崎県	627.28 m ²	令和8年4月～ 令和38年3月

(占用をしようとする漁港の区域内の水域)

該当無し

(占用をしようとする漁港の区域内の公共空地)

該当無し

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

該当無し

8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなつた場合における当該漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施期間が終了した場合その他の理由により漁港施設を用いないこととなつた場合については、宮崎県と協議のうえ、認定計画実施者自らの責任と負担において、貸付けを受ける漁港用地について、漁港施設等活用事業の実施に伴つて設置した工作物を撤去するなどして、速やかに原状を回復すること。

なお、万が一、認定計画実施者が原状回復措置を履行できない状況となつた場合その他の事由がある場合、宮崎県の選択により、当該工作物の譲渡を可能とするよう、漁港施設の貸付契約にその旨を定めることとする。